

## ガス事業生産動態統計調査計画

### 1 調査の名称

ガス事業生産動態統計調査

### 2 調査の目的

ガス事業の生産の実態を明らかにし、ガス事業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

#### (1) 地域的範囲

全国

#### (2) 属性的範囲

ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者（同条第10項に規定するガス製造事業者を除く。以下同じ。）

### 4 報告を求める者

#### (1) 数

約1,600事業者

#### (2) 選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

#### (3) 報告義務者

3（2）の規定する事業者の管理責任者<sup>(※)</sup>

(※) ガス事業者に属する工場（事業場を含む。）の管理責任者を含む。

### 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

#### (1) 報告を求める事項

① ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものを除く。）、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業について下記事項を調査する。

(イ) 原料

(ロ) ガス生産量及び購入量内訳

(ハ) 製品ガス生産・購入・販売・在庫

(ニ) メーター取付数

(ホ) 調定数

(へ) 託送供給

(ト) 労務

② ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。）について下記事項を調査する。

(イ) 供給地点群

(ロ) 原料

(ハ) 需要家メーター数

(ニ) 生産品

## (2) 基準となる期日又は期間

この調査は、数量に係る事項を毎月末日現在によって行い、金額に係る事項を四半期（各年の1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月までの各期間をいう。）末日現在によって行う。

## 6 報告を求めるために用いる方法

### (1) 調査組織

経済産業省 — 経済産業局<sup>(※)</sup> — 報告者

(※) 報告義務者を管轄する経済産業局若しくは中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局（以下単に「経済産業局」という。）

### (2) 調査方法（調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他（ ））

#### ① 調査票の配布

ア 調査票は、経済産業大臣又は当該地区所管の経済産業局長若しくは中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長（以下単に「経済産業局長」という。）がその報告義務者に配布する。

イ 報告義務者は、配布された調査票により調査事項について報告する。

なお、調査事項の報告については、ガス事業者において

工場（事業場を含む。）が複数ある場合に、経済産業省又は経済産業局に事前に登録することにより、経済産業局毎に調査事項をまとめて報告することができる。

#### ② 調査票の提出

ア 調査票による提出

① 報告義務者は、自計報告の方法により作成し、2部を郵送により、数量に係る事項の調

査票及び金額に係る事項の調査票を当該地区所管の経済産業局長に提出する。

- ② 経済産業局長は、提出された調査票を整理審査し1部を控えとし、1部を受理した月の15日までに経済産業大臣に提出する。

イ 電子情報処理組織による提出

報告義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定による電子情報処理組織を使用し、経済産業大臣に提出する。

## 7 報告を求める期間

### (1) 調査の周期

- ・ 数量に係る事項の調査票は毎月
- ・ 金額に係る事項の調査票は四半期

### (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

- ・ 数量に係る事項の調査票は翌月10日まで
- ・ 金額に係る事項の調査票は各年6月（1月から3月までの分）、9月（4月から6月までの分）、12月（7月から9月までの分）及び3月（10月から12月分までの）の10日まで

## 8 集計事項

別添1のとおり。

## 9 調査結果の公表の方法及び期日

### (1) 公表の方法

集計された結果をインターネット（資源エネルギー庁ホームページ及びe-Stat）により公表する。

### (2) 公表の期日

- ・ 数量に係る事項の結果は、調査票提出月の翌月下旬まで
- ・ 金額に係る事項の結果は、調査票提出月（6月、9月、12月、3月）の翌月下旬まで

## 10 使用する統計基準

本調査は、ガス事業法第2条第12項に規定するガス事業者を対象とした調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に、統計基準を用いる余地が小さいことから、いずれの統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類	保存責任者	保存期間
記入済み調査票	経済産業局長及び経済産業大臣	2年
調査票の内容を記録した電磁的記録	経済産業大臣	永年

12 立入検査等の対象とすることができる事項

ガス事業生産動態統計調査に関する事務に従事する者及びガス統計調査員<sup>(※)</sup>は、この調査のため必要があるときは、統計法第15条の規定により、必要な場所に立入り、5に規定する事項について検査し、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問する事ができる。

(※) ガス統計調査員は、本調査に関する事務を行うことを目的として、経済産業局長（中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長を除く。）が任命する職員であるが、データ入力等を主な業務としており、調査票の配布及び回収には従事しない。そのため、6（1）の調査組織に記載しておらず、6（2）においても、調査員調査としていない。

集計事項

公表方法	集計表	集計事項
ガス事業生産動態統計(月次) (ガス小売事業(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものを除く。)、一般ガス導管事業、特定ガス導管事業分)	1. 月次総括表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 原料種別生産量</li> <li>・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 原料種別購入量</li> <li>・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 製品ガス生産量</li> <li>・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 製品ガス購入量(ガス事業者からの購入)</li> <li>・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 製品ガス購入量(ガス事業者以外からの購入)</li> <li>・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 卸供給量</li> <li>・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 用途別製品ガス販売量</li> <li>・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 メーター取付数</li> <li>・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 用途別調定数</li> <li>・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 海外・国内別原料種別受入量</li> <li>・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 原料種別消費量</li> <li>・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 託送供給量・件数</li> <li>・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 従業者数</li> </ul>
	2. 月次地区別表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区別 原料種別生産量</li> <li>・地区別 原料種別購入量</li> <li>・地区別 製品ガス生産量</li> <li>・地区別 製品ガス購入量(ガス事業者からの購入)</li> <li>・地区別 製品ガス購入量(ガス事業者以外からの購入)</li> <li>・地区別 卸供給量</li> <li>・地区別 用途別製品ガス販売量</li> <li>・地区別 メーター取付数</li> <li>・地区別 用途別調定数</li> <li>・地区別 海外・国内別原料種別受入量</li> <li>・地区別 原料種別消費量</li> <li>・地区別 託送供給量・件数</li> <li>・地区別 従業者数</li> </ul>
	3. ガス生産量及び購入量内訳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原料種別 ガス生産量</li> <li>・原料種別 ガス購入量(ガス事業者からの購入)</li> <li>・原料種別 ガス購入量(ガス事業者以外からの購入)</li> </ul>
	4. 製品ガス生産・購入・販売・在庫及びメーター取付数・調定数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製品ガス生産量</li> <li>・製品ガス購入量(ガス事業者からの購入)</li> <li>・製品ガス購入量(ガス事業者以外からの購入)</li> <li>・加熱用ガス消費量</li> <li>・製品ガス自家消費量</li> <li>・製品ガス卸供給量</li> <li>・メーター取付数</li> <li>・用途別製品ガス販売量</li> <li>・用途別調定数</li> <li>・月末在庫</li> </ul>
	5. 原料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原料種別 海外・国内別受入量</li> <li>・原料種別 自家生産量</li> <li>・原料種別 用途別消費量</li> <li>・原料種別 ガス事業者別(ガス事業者向け・その他)液売り量</li> <li>・原料種別 月末在庫量</li> </ul>
	6. 託送供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小売託送量・件数、自己託送量・件数、連結託送量・件数</li> </ul>
	7. 労務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者数</li> </ul>
ガス事業生産動態統計(四半期) (ガス小売事業(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものを除く。)、一般ガス導管事業、特定ガス導管事業分)	8. 四半期総括表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 製品ガス購入量・金額(ガス事業者からの購入)</li> <li>・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 製品ガス購入量・金額(ガス事業者以外からの購入)</li> <li>・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 製品ガス卸供給量・金額</li> <li>・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 用途別製品ガス販売量・金額</li> <li>・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 海外・国内別原料種別受入量・金額</li> <li>・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 託送供給量・件数・金額</li> </ul>
	9. 製品ガス購入・販売(四半期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製品ガス購入量・金額(ガス事業者からの購入)</li> <li>・製品ガス購入量・金額(ガス事業者以外からの購入)</li> <li>・製品ガス卸供給量・金額</li> <li>・用途別 製品ガス販売量・金額</li> </ul>
	10. 原料(四半期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外・国内別原料種別受入量・金額</li> </ul>
	11. 託送供給(四半期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小売託送量・件数・金額、自己託送量・件数・金額、連結託送量・件数・金額</li> </ul>
ガス事業生産動態統計(月次) (ガス小売事業(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。)分)	12. 平均販売量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済産業局別 生産量(販売量)対前年同月比</li> <li>・経済産業局別 平均販売量</li> </ul>
	13. 総括表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済産業局別 供給地点群数</li> <li>・経済産業局別 供給地点数</li> <li>・原料種別 月始在庫量</li> <li>・経済産業局別 原料種別受入量</li> <li>・原料種別 消費量</li> <li>・原料種別 過欠補正</li> <li>・原料種別 月末在庫量</li> <li>・経済産業局別 用途別取付数</li> <li>・経済産業局別 用途別調定数</li> <li>・経済産業局別 用途別生産量(販売量)</li> </ul>
	14. 地区別表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県別 供給地点群数</li> <li>・都道府県別 供給地点数</li> <li>・都道府県別 原料種別受入量</li> <li>・都道府県別 用途別取付数</li> <li>・都道府県別 用途別調定数</li> <li>・都道府県別 用途別生産量(販売量)</li> </ul>